

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 5月28日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	常ノ非常用照明分電盤(ELP-2RB13)の配線用しゃ断器(CKT-10)のケーブル廻りにおいて、黄色い析出物及び盤内下部に茶色い液体があり、絶縁抵抗測定を実施したところ当該配線用しゃ断器のみ測定値が低め(CKT-10:19MΩ程度、その他のCKTは500MΩ以上)であることが認められたため、当該配線用しゃ断器の析出物及び盤内の茶色い液体の発生原因を調査。 なお、常ノ非常用照明分電盤(ELP-2RB13)は上流側の電源を開放中。	GIII	
2	その他	当所構内物揚場において、がれき撤去作業中、路肩コンクリートブロック(約45Kg)をユニック車から降ろす際に右手薬指第一関節を挟み負傷した。 なお、翌日に外部医療機関にて診察を受けた結果、右手第四指々骨骨折、右手第四指挫創と診断された。	GIII	